

千葉県報

号外
令和5年12月8日

- 主 要 目 次
- 規 則
- 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則
 - 千葉県財務規則の一部を改正する規則
 - 公安委員会規則
 - 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県規則第六十六号

規 則

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第六十六号

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第五十四号へ中「譲渡許可申請手数料」の下に「（猟銃用火薬類等（火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類をいう。以下この号において同じ。）に係るものを除く。）」を加え、同号ト中「譲渡許可申請手数料」の下に「（猟銃用火薬類等に係るものを除く。）」を加え、同号チを削り、同号リ中「輸入許可申請手数料」の下に「（猟銃用火薬類等に係るものを除く。）」を加え、同号中リをチとし、又をリとし、ルを又とし、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、同表第百二号から第百五号までを次のように改める。

百二から百五まで 削除

別表第二第百六号中イからレまでを削り、ソをイとし、ツをロとし、ネをハとし、同表第百七号から第百十号までを次のように改める。

百七から百十まで 削除

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和五年十二月十日から施行する。
（令和六年十二月三十一日までの間における手数料の納入方法に関する特例）
- この規則の施行の日から令和六年十二月三十一日までの間は、改正前の使用料及び手

手数料条例施行規則別表第二第五十四号へからりまで、第百二号から第百五号まで、第百六号イからレまで及び第百七号から第百十号までに掲げる手数料（同表第五十四号へ、ト及びリに掲げる手数料にあつては、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類に係るものに限り。）については、改正後の使用料及び手数料条例施行規則第四条第二項の規定にかかわらず、千葉県収入証紙で納入することができる。

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第六十七号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

別表第四出納局の項中

警察本部 部総務 部広報 県民課	警察本部における行政文書及び個人情報の開示並びに情報の提供に係る税外諸収入金の収納事務
警察本部 部警務 部監察 官室	警察本部における行政不服審査法における書面の写し等の交付に係る手数料に関する条例に規定する手数料の収納事務

を

警察本部 部総務 部会計 課	一 警察本部における使用料及び手数料条例(昭和三十一年条例第六号)に定める手数料の収納事務 二 警察本部における行政不服審査法における書面の写し等の交付に係る手数料に関する条例に規定する手数料の収納事務 三 警察本部における行政文書及び個人情報情報の開示並びに情報の提供に係る税外諸収入金の収納事務	
-------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

に改める。

別表第五警察本部の項中 「広報県民課情報公開・個人情報係長」を
「会計課の現金の収納事務を担当する上席の職員」に改める。
附 則
この規則は、令和五年十二月十日から施行する。

公安委員会規則

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月8日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明
千葉県公安委員会規則第12号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
千葉県道路交通法施行細則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
別記第11号様式の3を次のように改める。

第11号様式の3(第19条の2第1項)

運転経歴証明書交付・再交付申請書
運転経歴証明書記載事項変更届出書

- 新規申請
- 再交付申請
- 記載変更

千葉県公安委員会 様

申請日		性別		受付場所
フリガナ				手数料
氏名				
生年月日		電話番号		
本籍・国籍等(IC本籍)		住所		

変更部分のみ記入	フリガナ	
	新氏名	
	新住所	〒□□□□□□□□□□
確認書類	・住民票(本籍あり・なし) ・マイナンバーカード ・表示変更証明書(本・住) ・在留カード ・保険証(国保・その他) ・その他()	

交付年月日 照会番号	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
照会結果	照会日時	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変更内容	照会日時	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
再交付申請理由	照会日時	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

免許証番号	初回交付日	交付番号	取消番号	取消理由
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取消日	大型	中型	普通	大特
免許種別	大型	中型	普通	大特

この規則は、令和5年12月10日から施行する。

附 則

購読料 本号 一部 六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八